

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年 3月 7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所管理部門長 小林 正裕

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 俊鷹丸無線局定期検査及び点検整備業務 一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和5年8月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10が相応する金額（当該金額に当該金額を切り捨てた金額を消費税及び地方消費税に係るものとして、110分の100に相当する金額を落札書に記載する。）とする。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「船舶整備」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付  
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所管理部門管理課  
電話 054-336-6027  
FAX 054-335-9642
- ② 宅配便着払いによる交付  
任意書式に「俊鷹丸無線局定期検査及び点検整備業務入札説明書宅配便に希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付  
任意書式に「俊鷹丸無線局定期検査及び点検整備業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関する質疑がある場合は、令和5年3月15日（アドレ）又は3月16日（アドレ）に於いて、入札説明書に記載のとおり、本館（アドレ）にて行われる。入札説明書の取りまとめ、回答は、本館（アドレ）にて行われる。入札説明書に関するお問い合わせは、本館（アドレ）にて行われる。

なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和5年3月22日 14時00分  
静岡県静岡市清水区折戸5-7-1  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
清水庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和5年3月22日 12時00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること  
※注2  
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。  
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。  
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれか  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）



# 業務仕様書

1. 件名 俊鷹丸無線局定期検査及び点検整備業務
2. 業務目的 本業務は、俊鷹丸に開設する船舶局及び船舶地球局の無線局定期検査、並びにGMDSS無線設備のうち救命設備・航海用具について船体検査を受検するための関連整備を行い、検査に合格させることを目的とする。
3. 業務場所 静岡県静岡市清水区袖師町飛島地先  
国立研究開発法人 水産研究・教育機構 俊鷹丸
4. 業務期限 令和5年8月31日
5. 業務内容
- 1) 電波法他関連法令に基づき、次に掲げる対象機器の点検整備を行い、無線局定期検査（書面検査）に必要な整備記録・試験成績表（各2部）を作成し、東海総合通信局宛に無線局定期検査申請を行い、同検査に合格させること。
  - 2) 船体検査（第1種中間検査）も併せて合格できるよう、救命設備、航海用具の整備記録・試験成績表（国土交通省運輸局長向け、各2部）を作成すること。
  - 3) 救命設備については、陸揚げ点検整備後、復旧すること。
  - 4) 衛星非常用位置指示無線標識（三菱電機特機システム製：TEB-700）について、離脱装置水圧センサーの交換を行うこと。
  - 5) レーダートランスポンダ（三菱電機特機システム：TBR-610）について電池の交換を行うこと。
  - 6) 俊鷹丸の無線設備は次の通りである。
    - ・電波法第35条、船舶安全法施行規則第60条の5に基づく措置（陸上保守、設備の二重化）
    - ・船舶局免許番号 24F3153
    - ・船舶地球局免許番号 海地第110430号

## (1) GMDSS機器

国際VHF無線電話	(アンリツ RSS201A)	1台
国際VHF無線電話	(アンリツ RU224A)	1台
MF/HF無線装置	(アンリツ RS114A)	1台
衛星非常用位置指示無線標識	(三菱電機特機システム TEB-700)	1台
レーダートランスポンダ	(三菱電機特機システム TBR-610)	2台
双方向無線電話装置	(古野電気 HT-649)	3台
NAVTEX受信機	(日本無線 NCR-333)	1台
和文NAVTEX受信機	(日本無線 NCR-733)	1台
レーダー (ARPA機能付)	(東京計器 BR-3200-X26M)	2台
船舶自動識別装置	(トキメック TRA-2000)	1台
衛星航法装置 (GPS)	(日本無線 JLR-7700)	2台
衛星航法装置 (GPS)	(古野電気 GP-33)	1台
船舶保安警報装置	(日本無線 JUE-95SA)	1台
インマルサットC (EGC・LRIT内蔵)	(日本無線 JUE-87)	1台

## (2) 一般機器

150W送信機	(アンリツ RT114SB-151)	1台
---------	--------------------	----

27MHzSSB送受信機	(アンリツ RS107SA)	1台
27MHzDSB送受信機	(アンリツ RS110DA)	1台
40MHzDSB送受信機	(古野電気 DM-200)	1台
無線方位測定機	(太洋無線 TD-C338MKⅢ)	1台
受信機	(アンリツ RR107A)	2台
ファクシミリ受信機	(アンリツ RF117A)	2台
船上通信設備	(日本ラムダ GX-5501)	1台
	(古野電気 VX-821)	6台
	(日本無線 JHS-431)	1台
バードレーダー	(古野電気 FR-2165DS-4A)	1台
選択呼出装置	(大野電子開発 ODS-80S)	2台
選択呼出装置用送信機	(大野電子開発 3MT-750)	1台
選択呼出装置用受信機	(大野電子開発 OSD-517)	1台

## 6. その他

- ・ 詳細事項については、担当職員の指示に従うこと。
- ・ 無線設備の不具合を発見した時には、担当職員に報告すること。
- ・ 本業務に必要な器具類、及びその他雑材等については請求者が用意すること。  
また、廃材等が生じた場合は構外へ搬出し、関係法令等に従い適切に処分すること。
- ・ 不明箇所は担当職員と協議し指示を仰ぐこと。